

令和2年4月8日

民事部職員 各位

民事訟廷管理官 鈴木 信之

#### 4月以降の公用自動車の配車依頼について（事務連絡）

4月1日から東京高地家裁の自動車運転業務が最高裁に統合されました。

同日以降、事件関係等で公用車を使用する場合の依頼方法は、下記のとおりです。詳細は、令和2年4月1日付「公用自動車の使用要領について」を参照してください。

##### 記

1 使用する前々日（開序日に当たる場合は、当該日の直前の開序日とする。）の午前中までに別紙様式の「自動車使用請求書」（以下「使用請求書」という。）を最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係（以下「最高裁運輸係」という。）メーリングリスト宛にメール送信する方法により提出する。

（最高裁運輸係メーリングリスト [REDACTED]）

2 緊急の用務のため使用請求書の事前提出が困難な場合は、その旨を最高裁運輸係に連絡（Tel [REDACTED]）する。

3 公用自動車の使用範囲は、行程100キロメートル未満を原則とし、この範囲を超える配車を希望する場合は、最高裁運輸係と事前に協議を行う。

4 メール送信の際は、CCに民事訟廷管理係長を入れる。